

議 長	みなさん、こんにちは。 定刻になりましたので、只今より令和２年第５回習志野市農業委員会総会を開催いたします。 新型コロナウイルスの緊急事態宣言が延長されております。 本日の農業委員会総会を開催するにあたり、出来る限りの対策を講じて、この場に臨んでいます。 したがって、会議時間を短縮させていただき濃厚接触の時間を軽減しますので、ご協力願います。 本日の欠席委員は５番 塩田 俊一委員より欠席の報告をいただいています。 よって、１名の欠員、１名の欠席を含め、１６名中１４名の出席であり、本日の総会は成立いたしました。 次に、議事録署名人について、「習志野市農業委員会総会会議規則」第２６条の規定により議長より指名させていただきます。 ６番 渡邊 幸枝委員、７番 三代川 和彦委員、両名を指名いたしますので、よろしくお願いいたします。 本日の議案上程件数は２件、報告件数が３件でございます。 それでは、議事に入ります。 議案第１号「令和２年度習志野市農用地利用集積計画第３号（案）」を審議いたします。４件の継続申請でありますことから、これを１つの議案としてまとめ、審議させていただきます。 それでは、議案第１号令和２年度習志野市農用地利用集積計画第３号（案）について、事務局より議案説明を求めます。 なお、認定農業者４名の方々から、申請が出ており、一括にて、議案の朗読と説明を事務局より行います。 ここで、本議案について「農業委員会等に関する法律」第３１条の議事参与の制限により、１０番 三代川 彦博委員の除斥を求めます。 審議終了までの間、室外でお待ちください。 三代川 彦博委員が退席する間、暫時休憩とします。 ．．．．．三代川 彦博委員 退出．．．．．
-----	---

議 長 事務局	休憩前に引続き、会議に戻ります。 事務局、議案の朗読と詳細説明をお願いします。 はい。 議案第１－１号、令和２年度習志野市農用地利用集積計画第３号（案）について。 下記のとおり農業経営基盤強化促進法第１８条第１項の規定に基づき、市長より農用地利用集積計画第３号（案）の提出があったので意見を求める。 令和２年５月７日提出。 １ 申請地の所在、面積 習志野市●●●丁目●●●番 ●●●平方メートル、 習志野市●●●丁目●●●番 ●●●平方メートル、 二筆合計、●●●平方メートル ２ 権利の内容 使用貸借権設定（３年間） ３ 申請者住所、氏名 譲受人 習志野市●●●丁目●番●●号 ●●●●。 譲渡人 習志野市●●●●丁目●●番●●号 ●●●●。 相続人代表 ●●●●。 次のページ、参考資料をご覧ください。 申請者につきましては、今ほど申し上げた譲受人及び譲渡人となります。 譲受人の●●●●さんは認定農業者であります。 申請地につきましては、これまで利用集積計画により３年間の使用貸借権が設定されていた農用地の使用の更新を行うものです。 ５番、使用収益権を有する農地の面積をご覧ください。 譲受人の●●●●さんは、自作地として●●●●㎡、借入地として●●●●㎡、今回の申請地が●●●●㎡となっており、合計の実経営地は、●●●●㎡となっております。 譲渡人の●●●●さんにつきましては、所有地が●●●●㎡ございまして、この内、●●●●㎡を既にお貸しになっており、今回の申請地をお貸しになられると、自身の実経営地は無くなるという形になります。 次に、譲受人の●●●●さんの世帯構成についてですが、ご本人、奥様、お子様方がいらっしゃいますが、ご本人の従事日数は３００日とご申告されておりますが、令和元年の農地基本台帳調査時では、従事日数の記載がございませんでした。この点につきまして、事務局といたしましては、ご本人が耕作されていることを確認できましたので、平成２９年度分の従事日数を転記させていただいております。 本来であれば、毎年度実施する農地基本台帳の従事日数は、多岐にわたる手
-----------------------	---

	続き等の際に大変重要なものとなります。 農業委員の皆様におかれましては、本年 8 月に実施予定の調査時において、担当地区の調査票配布時におきまして、一言お言葉を添えていただければと思います。なお、事務局でも何度かお電話させていただくなり、お知らせいたしますが、皆様のご協力をお願いいたします。 譲受人の●●●●さんがお持ちの農機具等につきましては、記載のとおりでございます。 農用地利用集積計画により、農地を借り受けて耕作を行うことが認められているのが、認定農業者と新規就農者となります。●●●●さんの場合は、認定農業者となります。 3 月の総会においても、改めてその資格の重さについて議論されました。 そもそも農用地利用集積計画を作成し、農用地を借り受ける要件には、農用地の全てを効率的に耕作することとあります。 先日開催しました企画委員会では既にご確認いただいたところですが、現地調査状況の 3 日間の経過写真をご覧くださいますと、状況はご理解いただけたものと推察いたします。 農業委員会が審議する際に最も配慮・検討すべき点は、「近隣農地に支障があつてはならない。」ということであります。 当該地は特に農業振興地域の農用地区域となります。 こちらは、農用地利用集積計画を提出し、平成 20 年 5 月 7 日から、●●●●さんの農地を借り受け、耕作を始めています。 今回で 4 回目の更新となります。 農業委員会事務局にて、現地を確認した際には、写真の様な状態であり、すぐさま担当部署に確認したところ、現地調査をしていないことが判明し、早急に指導する旨、依頼をしました。その結果、お手元の経過となったことから、今回、5 月の総会議案とすることが出来ました。 議案第 1－1 号については、以上です。 続きまして、総会資料 5 ページをお開きください。 議案第 1－2 号、令和 2 年度習志野市農用地利用集積計画第 3 号（案）について。 下記のとおり農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定に基づき、市長より農用地利用集積計画第 3 号（案）の提出があつたので意見を求める。 令和 2 年 5 月 7 日提出。 1 申請地の所在、面積 習志野市●●●●丁目●●●●番● ●●●●平方メートル、
--	---

	2 権利の内容 使用貸借権設定（3年間） 3 申請者住所、氏名 譲受人 習志野市●●●丁目●番●号 ●●●●。 譲渡人 習志野市●●●丁目●番●号 ●●●●。 次のページをお開きください。 申請者につきましては、先ほど同様、認定農業者である●●●●さんが●●●●さんの農地をお借りになるということです。 こちらにつきましても、使用貸借権を3年間設定するものであります。 使用収益権を有する農地の面積につきましては、譲受人の●●●●さんとして、自作地が●●●●㎡となっており、今回の申請地の面積である●●●●㎡を合わせますと実経営地は●●●●㎡となります。 続いて、譲渡人の●●●●さんについては、所有地●●●●㎡の内、今回の●●●●㎡をお貸しになりますと実経営地は●●●●㎡となります。 次に、譲受人の世帯構成と従事状況でございますが、●●●●さん、奥様ともに年間250日、農業に従事されているとのことであり、息子さんが年間100日耕作されているとのこと。 譲受人の農機具等の保有状況は記載のとおりです。 次ページの7ページをご覧くださいと譲受人が引き続き借受ける農地を図示させていただいております。当該地は、習志野警察署前のマラソン道路を大久保駅方面へ向かい、左手のコンビニエンスストアがある路地を入ったところにある農地です。 こちらの農地につきましても、議案第1－1号と同様に平成20年5月7日より、譲渡人の●●●●さんから借り受け、今回で4回目の更新となります。 予め事務局員が現地を確認させていただきましたところ、問題なく、きちんと耕作をされております。 続きまして、総会資料9ページをお開きください。 議案第1－3号、令和2年度習志野市農用地利用集積計画第3号（案）について。 下記のとおり農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、市長より農用地利用集積計画第3号（案）の提出があったので意見を求める。 令和2年5月7日提出。 1 申請地の所在、面積 習志野市●●●丁目●番●号 ●●●●平方メートル、 習志野市●●●丁目●番●号 ●●●●平方メートル、 習志野市●●●丁目●番●号 ●●●●平方メートル、
--	---

	習志野市●●●丁目●●●番 ●●●平方メートル、 4筆合計 ●●●平方メートル 2 権利の内容 使用貸借権設定（3年間） 3 申請者住所、氏名 譲受人 習志野市●●●丁目●●番●号 ●●●●●。 譲渡人 習志野市●●●丁目●●番●号 ●●●●●。 次のページをお開きください。 こちらの申請者ですが、●●●●●さんについては、認定農業者となっております。 こちらの案件も使用貸借権の設定で期間は3年間、これまで借りていた農用地の継続となります。 続いて、使用収益権を有する農地の面積についてですが、譲受人として、自作地が●●●㎡、既に借受けている農地が●●●㎡、今回借り受ける農地が●●●㎡でありますので、実経営地の合計は●●●㎡となります。 次に、譲渡人の●●●●●さんにつきましては、所有地として●●●㎡ございまして、既に●●●㎡お貸しになられておりまして、今回の申請地の●●●㎡をお貸しになりますと、実経営地は●●●㎡となります。 譲受人の世帯構成及び従事状況についてですが、●●●●●さんご本人、奥様が250日経営されております。譲受人の農機具等の保有状況は、総会資料に記載のとおりです。 こちら、農用地利用集積計画を提出し、平成23年5月7日より、●●●●●さんから借り受け、耕作を始め、今回で4回目の更新となります。 こちら、もちろん問題なく、きちんと耕作されている状況を事務局としても確認しておりますし、近隣農地で耕作されている農業委員の方も現地を確認されていることを申し添えたいと思います。 続きまして、総会資料15ページをお開きください。 議案第1－4号、令和2年度習志野市農用地利用集積計画第3号（案）について。 下記のとおり農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、市長より農用地利用集積計画第3号（案）の提出があったので意見を求める。 令和2年5月7日提出。 1 申請地の所在、面積 習志野市●●●丁目●●●番 ●●●平方メートル、 習志野市●●●丁目●●●番 ●●●平方メートル、 習志野市●●●丁目●●●番 ●●●平方メートル、
--	---

	三筆合計、●●●●平方メートル 2 権利の内容 使用貸借権設定（3年間） 3 申請者住所、氏名 譲受人 習志野市●●●丁目●●番●●号 ●●●●。 譲渡人 習志野市●●●丁目●●番●●号 ●●●●。 相続人代表 ●●●●。 次ページをお開きください。 譲受人の●●●●さんにつきましても、認定農業者となっております。 議案第1－1号にもありましたが、議案第1－4号につきましても、土地所有者はお亡くなりになっておりますが、遺産分割協議が整っていないということで、相続人代表として●●●●さんが譲渡人として記載させていただいております。 こちらの農用地につきましても継続ということで、使用貸借権の設定として3年間の貸付期間となっております。 次に、使用収益権を有する農地の面積についてですが、譲受人の●●●●さんの自作地としては、●●●●㎡所有されております。今回の申請地以外には既に借受けている農地が●●●●㎡、今回の申請地である●●●●㎡を足しますと、実経営地として●●●●㎡となります。 譲渡人の所有地ですが、●●●●㎡ございます。そこに今回の申請地●●●●㎡と、市外に所有されている農地を既にお貸しになっており、その面積が●●●●㎡でありますので、これらを差し引きますと、実経営地は●●●●㎡となります。 次に、譲受人の●●●●さんご世帯の耕作状況であります、ご本人が年間260日、奥様が年間280日従事していると農地台帳調査において、ご回答いただいております。 最後に、所有されている農機具等は記載のとおりです。 こちらは、農用地利用集積計画を提出し、平成23年5月7日より●●さんから借り受けをされ、耕作を始め、今回で3回目の更新となります。 こちらの対象農地も事務局で確認させていただいております、問題なく、きちんと耕作されております。 次に、総会資料の19ページをご覧ください。 資料としてA3の地図を添付させていただきましたが、今回の議案第1－1号から議案第1－4号までの内、議案第1－2号を除いて、対象農地が非常に近接しているため、見やすく1枚にまとめさせていただきました。 これらの農地を認定農業者の方々がお借りになって耕作を行われているという状況です。
--	--

議 長	現在、継続の場合、土地所有者の相続等により代変わりした農地も増えてまいりましたが、継続して農用地利用集積計画に基づき、耕作が続けられております。 事務局からの説明は以上です。 はい、ありがとうございました。 今ほど、事務局より議案第１－１号から議案第１－４号まで説明がありました。 これより、議案第１号についての審議に入ります。 ご質問の有る方は、挙手願います。 はい。１２番田久保 征夫委員。
田久保委員	議案第１－１号についてですが、譲受人は認定農業者でありますので、十分ご理解出来ると思いますが、我々農業委員としては、自身が所有されている農地を適切に耕作されているのであればともかく、遊休農地化してしまっている状況下において、よそ様の農地を借りるということは如何なものかと思えます。かといって、いざ借りませんよとなってしまうと１０年も前から借りているわけですから、譲渡人に返したとしても耕作放棄地になってしまっても困るわけです。 そうなると当然、遊休農地や耕作放棄地を阻止するには、ある程度条件を付けて借りていただくようなことも必要ではないでしょうか。 所有されている農地でハウスがあるところが一番目立つところですよ。あそこを何とかしていただければ別に問題ないのかと思います。ハウスを壊すなど費用的なことはありますが、この点は考えるべきではないのかと思います。 ここで安易に、仮に皆さん賛成したところで、これから先の将来議論で、なぜここは許可しているのかというような問題が発生してしまうと、将来の農業委員さんが大変な思いをされてしまうのではないのか。こういった問題が起こらぬよう、皆さんで検討していただいてやられたほうがいいのではないのでしょうか。一番難しいのは、皆さんもそうでしょうが、私自身も賛成も反対もできない中立の立場ということ。中途半端もいけないですが、そのように思います。
議 長	ただいま１２番田久保 征夫委員より意見がありました。 これについては、事前に事務局は現場を確認し、現状について、担当部署へ指導をし、譲受人が耕運したということです。 農業委員会としても何でもＯＫという訳にもいかないので、田久保委員もおっしゃる通り条件を附すなど検討せねばなりません。

田久保委員	決して反対しているわけではないですが、一人の農業委員としては、遊休農地や耕作放棄地の対策も行っておりますので、私情を挟むと総会そのものがどうでも良いものになりかねません。こういったことを踏まえて議論されればなと思います。
議 長	確かに譲受人の考え方と、その担当部署の対応については、本来の主旨を改めて理解するように条件を附することとします。 他にご意見ありますか。 他に、ご質問などなければ、採決に入ります。 議案第１－１号 「令和２年度 習志野市農用地利用集積計画第３号（案）」について採決いたします。 議案第１－１号について、賛成の方の同意を求めます。 賛成の方は、挙手願います。 ．．．．．賛成多数．．．．． 賛成多数を持ちまして、議案第１－１号は可決いたしました。 続いて、議案第１－２号の 「令和２年度 習志野市農用地利用集積計画第３号（案）」について採決いたします。 議案第１－２号について、賛成の方の同意を求めます。 賛成の方は、挙手願います。 ．．．．．全員賛成．．．．． 全員賛成を持ちまして、議案第１－２号は可決いたしました。 続いて、議案第１－３号の 「令和２年度 習志野市農用地利用集積計画第３号（案）」について採決いたします。 議案第１－３号について、賛成の方の同意を求めます。 賛成の方は、挙手願います。 ．．．．．全員賛成．．．．．

三代川彦委員 議 長	全員賛成を持ちまして、議案第１－３号は可決いたしました。 続いて、議案第１－４号の 「令和２年度 習志野市農用地利用集積計画第３号（案）」について採決いたします。 議案第１－４号について、賛成の方の同意を求めます。 賛成の方は、挙手願います。 ．．．．．全員賛成．．．．． 全員賛成を持ちまして、議案第１－４号は可決いたしました。 事務局は、１０番 三代川 彦博委員を席に案内してください。 それまでの間、暫時休憩いたします。 ．．．．．三代川 彦博委員 自席に案内．．．．． 休憩前に戻り、引続き会議に入ります。 三代川 彦博委員に報告します。 議案第１－３号につきましては、全員賛成で可決しました。 この習志野市農用地利用集積計画については、習志野市長から農業委員会に対し、意見を求められているものです。 企画委員以外の委員は、事務局から提供された現地調査の写真を見て、一目瞭然だと思います。 利用集積で継続して農地を借りている訳で、近隣農地に影響を及ぼす状況では困ります。 ３月の総会でも、新規就農者への農地をあっせんする際に、担当部署は、農地の状況確認を行っておらず、総会にて苦言を呈しましたが、今回も農業委員会から指摘されてから現地を確認しました。 この点については、先日の企画委員会でも、問題視しました。 したがって、この２点について、市長へ意見として提出いたします。 続きまして、議案第２号 「生産緑地のあっせん」についてを議案とします。 事務局は、議案第２号の朗読及び説明をお願いします。
--------------------------	--

事務局	議案第２号 「生産緑地のあっせん」について。 所在地、習志野市●●●●丁目●●番●●の一部、●●●平方メートルの内●●●平方メートル、●●号●●●●●●●●●●生産緑地地区。 申請者、習志野市●●●●●●●●●●丁目●番●●●●号 ●●●●● 面積、●●●平方メートル、約●●●●坪 買取希望額、●●●●●●●●●●円、㎡単価 約●●●●●●●●●●円 坪単価 約●●●●●●●●●●円 用途地域、第一種住居地域（建ぺい率６０％、容積率２００％） 当初の申出事由、令和２年第３回総会（３月）において、議案第２号で生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願の申請を受け審議した結果、許可相当と決したので証明書を発行した。 期限、令和２年６月１５日月曜日までに市へ回答。 生産緑地法第１０条の規定に基づき、令和２年３月１３日付けにて、所有者より市に対して生産緑地の買取り申出がなされ、市及び他の公共団体等において買取り希望がありませんでした。 よって、同法第１３条に基づき、農業に従事することを希望する者が、これを取得できるようにあっせんに努める必要があることから、農業委員会及びＪＡ千葉みらい習志野支店にあっせん依頼が来たものです。 次回（６月）の総会で、あっせん結果の報告を求めることになります。
事務局	議長、ここで暫時休憩をいただきたいのですが。
議長	それでは、暫時休憩いたします。 ・ ・ ・ ・ ・ 暫時休憩 ・ ・ ・ ・ ・
議長	休憩前に引続き会議を開きます。 これでは、議案第２号について、審議に入ります。 ご質問のある方は挙手願います。 質問等が無ければ、この案件につきましては、皆様で地域に持ち帰り、買取申出者がいるか確認いただき、来月の６月総会で結果の報告を求めることになりますので、よろしくお願いいたします。 それでは、報告事項に入ります。 事前に郵送にて配布し、ご確認いただいています報告第１号 農地法第５条 第１項 第７号の規定による転用届出の受理通知

事務局	ですが、質問等のある方は挙手願います。 無いようですので、次にまいります。 報告第2号 引続き農業経営を行っている旨の証明について。 こちらは、3年おきに千葉西税務署より確認が来るものです。 質問は、よろしいでしょうか。 次は、報告第3号 一時転用許可期間終了後の農地復元報告書についてです。 これについては、事務局より説明を求めます。 それでは、報告第3号について、概略を報告させていただきます。 まず、対象農地の所在ですが、実籾高校からしょういか〜ご方面へ向かい、突当りのT字路を左折し、県道に面したところに車検のコバックがありますが、そちらの手前で鯉の養魚場がありました。 養魚場の事業者がアネット長谷川という事業者であり、所有者とこちらの事業者が平成11年に10年間を一時転用期間とする農地法第5条の許可を取得していた場所であります。 10年間の使用貸借権の設定でありますので、平成11年から10年後の平成21年に再度許可を取得し、一時転用期間の更新をすべきでありましたが、譲受人と譲渡人では、使用貸借契約の更新のみとなっております。 この度、譲受人が20年間の使用貸借期間の満了をもって、農地に復元することとなったこと。譲渡人としても復元後の農地活用は困難であることから、開発行為等により土地利用を図りたいと、令和2年3月頃に事務局に相談がございました。 養魚場施設が設置されたままの状態での他の土地利用を図りますと違反転用となってしまいます。 この相談を受け、事務局としては、養魚場施設を解体した後に、農地に復元した旨の報告書を提出しなければ、その後の開発行為等は実施できないと譲渡人に説明し、農地復元報告書が提出されたものです。 本報告書の提出を受けまして、飯生 良委員と事務局2名で現地を確認し、農地に復元されていることを確認しております。 なお、本報告により、今後の開発行為等で新たな5条許可申請が実施できることとなります。 また、農地造成を実施する場合、造成完了後3年間は開発等が実施できない制限がありますが、今回の造成は、農地に復元するに伴って発生したものでありますので、3年間は耕作しなければならないといった制限は発生いたしません。
-----	--

議 長	ありがとうございました。 事務局の説明で、何か質問ある方はいますか。 質問等がありましたら挙手願います。
飯生 良委員	今回の総会では生産緑地のあっせんについて、議案として挙げられましたが、生産緑地法そのものについて、抜本的に見直しすべきと思います。
議 長	ありがとうございます。 他に何かございますか。
村山委員	2022年で30年の指定期間が満了を迎えます。 その後の10年後まで特定生産緑地として指定を受ける所有者は少ないのではないのでしょうか。ですから、生産緑地のあっせんも増えてくるのではないのでしょうか。 農業委員会としても審議すべき事案が増えると思います。 そのような懸念がある中で、今後はどのように進めていくべきなのか。 先程の議案の中にもありましたように、ものすごい金額が希望額として設定されているわけです。逆に農家を買ってもらっては困ると思えるほどです。 農家を買えないような値段を付けてくる。だからこそ、同時進行的に開発などの話が進んでいく。買えないことを前提に置いているので。 このやり方は、わからないでもない。 ただ、こちら側としては手続き論で話をしていかなければならない。 そのギャップというのか、その点が痛いところではあります。 地権者や相続人としたら早く進めてもらいたい。農業委員会として言わなきゃいけないことも、地主の思いも両方わかります。
事務局	事務局としては、同時進行的に水面下で話が進めることは制限できないと考えています。 しかし、都市計画課などに対して、生産緑地の買取申出前に、開発行為の手続きを正式に実施されることは順序が違うと指導しています。 生産緑地について、100%、市は買わないという訳ではありません。 例えば、小学校の建替え計画があるとしたら。 学校の敷地内で校舎の建替えが可能であったとしても、建替え期間中に、子どもたちが運動するグラウンドが無くなるとか、授業はプレハブなど仮設教室で出来ると思いますが、体育の授業が出来なくなった時に、小学校周辺の生産緑地に目が向けられるものと考えられます。 しかし、この生産緑地所有者が「ここには将来マンションを建てる予定だか

	ら譲れない。」と言われても、生産緑地法では、まずは公共施設、次は農業関係というルールがありますので、村山委員がおっしゃることもわかりますが、小学校の建替えに伴う用地確保など、生産緑地の所有者が知らない情報もあるかもしれない状況の中で、所有者の一存で将来の土地利用を検討されることは本来の主旨からすると如何かと思われます。 都市計画課などにお問い合わせいただければ、所有される生産緑地周辺の都市計画については、ある程度お話が伺えると思います。 農用地については、市が指定した農地です。 生産緑地は土地所有者自らが手を挙げて指定を受けた農地というのが担当部署の認識です。 まもなく３０年間の指定期間が満了いたしますが、都市計画課職員が１０年後まで特定生産緑地として指定を受けるか自宅に訪問されていると思いますが、その時にでも、将来の都市計画の実行に所有する生産緑地が必要となるのか確認していただくべきかなと思います。 今ほど、村山委員がおっしゃるとおり、地主さんの立場からすると自分の好きなように転用したり、土地利用したいというお考えになるのもわかります。 ただ、市の意向で学校用地としてですとか、道路用地としてなど、借りたい、買いたいといった意向が示された場合には、生産緑地法の中で言えば、ルールがありますので、地主さんたちは御自身で確認していただいて、情報を掴むということは必要なと思います。
村山委員	希望額の価格設定が本人の自由になっていますよね。 今回の議案であった希望額はかなり高額です。 そういった時に、市は買い取れるのか。学校用地としてという情報を得た場合、尚更高的金額で希望されてしまうのではないのか。
事務局	生産緑地法の中で、市が買い取るとなった場合には、路線価を基に算出された額が基準になると思われます。
村山委員	ということは、鑑定価格でしか買えないということですね。 鑑定価格と希望額はだいぶかけ離れていますよね。
事務局	ですので、そもそも論に話が戻ってしまいますが、３０年前に、生産緑地法が施行されて指定をするに当たって、どれだけの説明を受けて検討されてきたのかということが重要になってきます。

事務局	２０２２年問題を間近に迎えている中で、先程も申し上げたとおり、所有する生産緑地の周辺で学校用地や道路用地もしくはその他の理由での買取希望があるのかどうか、しっかり確認していただいた上で、計画が無いということでしたら、２０２２年に解除するというときに、ハウスメーカーさんとお話しするというのが順序かなと考えるわけです。 ３０年前に、当時どのような説明を行ったのか分かりかねますが、市が買うとなった際には、路線価や不動産鑑定価格が基準になると説明しているかと思っています。 このことから、生産緑地の所有者は、市が買います。買取価格はこれだけです。そういう約束で指定を受けたのかなと思われます。 こういったことも、生産緑地の所有者が御認識を持たれているのかということもありますが、この様な点についても、都市計画課職員が訪問した際に質問されては如何でしょうか。
村山委員	過去には１件か２件買取がありましたよね。
事務局	そうですね。その際も、決して高い金額では無かったと思います。 農業委員の皆様の中にも生産緑地を所有されている方がいらっしゃると思いますが、２０２２年をもって、解除しようとお考えの方がいらっしゃると思います。一度、都市計画課まで御確認いただければと思います。
村山委員	２０２２年が非常に大変ですね。かなりの件数が挙げられると思います。
事務局	去年１月の総会において、都市計画課長が発言している内容では、相続等で縛られている方が多いので、２０２２年はそこまで多くの件数が挙げられることはないであろうと発言しています。 要するに、終身の条件が課せられていて所有者自身が死亡するまでは解除できないため、特定生産緑地として継続する方が多いであろうと想定しているようです。 ですから、習志野市としては生産緑地の解除という問題には、そんなに重きを置いていないという意味合いに聞こえました。
議 長	村山委員、これでよろしいですか。 それでは、他に質問等ありますか。 無いようですので、以上を持ちまして、令和２年第５回習志野市農業委員会総会を終了いたします。